

● 納付期日と延滞料

➤ 支払期限

- 口座振替毎月10日(10日が土日祝祭日の場合は、翌営業日)が口座振替日となります。
- 口座振替が10日にできなかった場合は、納付が完了していない旨のメールをお送りいたします。そのメールに示す期日までにお支払いください。

➤ 延滞料

- 1回目の督促期日を過ぎても納付が確認できない場合は、**延滞料として以下の金額をご請求いたします。**延滞料に関しては、次月の校納金請求時に「〇〇月分延滞料」として加算しご請求させていただきます。

支払い期日 翌日からの日数	延滞料および対応
1日～ 5日遅延	<ul style="list-style-type: none"> ■ 納付が完了していない旨のメールが届いてから5営業日以内にご入金ください ■ 納付が確認できるまで、卒業(見込み)証明書、成績表、成績証明証、推薦書、調査票等の発行はできません
6日～ 30日遅延	<ul style="list-style-type: none"> ■ 督促状を送付(1回目) ■ 督促状が届いてから5営業日までに確認ができない場合、口座振替日を起算とし、遅延損害金として年率14.6%を追加請求 ■ 納付が確認できるまで、卒業(見込み)証明書、成績表、成績証明証、推薦書、調査票等の発行はできません
31日～ 60日遅延	<ul style="list-style-type: none"> ■ 弁護士からの通知により督促請求 ■ 1回目の督促より5営業日までに確認ができない場合、口座振替日を起算とし、遅延損害金として年率14.6%を追加請求 ■ 納付が確認できるまで、卒業(見込み)証明書、成績表、成績証明証、推薦書、調査票等の発行はできません
61日以上～ 90日未満	<ul style="list-style-type: none"> ■ 弁護士からの通知により督促請求 ■ 1回目の督促より5営業日までに確認ができない場合、口座振替日を起算とし、遅延損害金として年率14.6%を追加請求 ■ 授業及び学校行事に参加できない ■ 納付が確認できるまで、スクールバスの利用を停止 ■ 納付が確認できるまで、卒業(見込み)証明書、成績表、成績証明証、推薦書、調査票等の発行はできません ■ 生徒用メールアドレスは停止される
91日以上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 弁護士からの通知により督促請求 ■ 1回目の督促より5営業日までに確認ができない場合、口座振替日を起算とし、遅延損害金として年率14.6%を追加請求 ■ 授業及び学校行事に参加できない ■ 退学を勧告し、従わない場合は退学処分とする ■ 学校と滞納家族間のやりとりは終了し、学校は負債を債権取立代行業者へ回収委託し、法的処置をとる場合もある